

IFRS に関する 米国情勢について

財務会計基準機構（FASB）、企業会計基準委員会（ASBJ）のホームページでは、従来、国際関係の周辺情報として、国際会計基準審議会（IASB）関連の情報の翻訳を提供して参りました。今般、米国証券取引委員会（SEC）や各国会計基準設定主体の動きにつきましても、重要なものを取り上げて、日本語での情報発信をして参りたいと思います。

つきましては、2011年8月22日、第1回目の配信と致しまして、2011年5月26日にSECの主任会計官局が公表したスタッフ・ペーパー「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準（IFRS）の組込みに関する検討のためのワーク・プラン—考えられる組込方法の探究」に寄せられたコメントについて、そのいくつかを取り上げて、会員の皆様にご紹介致しました。

また、2011年10月18日、第2回目の配信と致しまして、2011年10月5日、IFRSカンファレンス（IFRS財団主催：米国ボストンにて）においてIFRS財団評議員の任にあるハーベイ・ゴールドシュミッド氏が行いました講演の内容につきまして、会員の皆様にご紹介致しました。

それぞれ、宜しくご高覧ください。

本稿では、それらのコンテンツをベースに再編成し、季刊誌としてとりまとめました。なお本稿は、公開された情報をベースに抄訳したのですが、正確性を保証するものではありません。より正確な理解のためには、各種ホームページに掲載されている原典をご参照願います。

1. SEC スタッフ・ペーパーに寄せられたコメントについて
2. ゴールドシュミッド IFRS 財団評議員のスピーチについて

ASBJ 常勤委員 のむら よしひろ
野村 嘉浩

SEC スタッフ・ペーパーに 寄せられたコメントについて

ASBJ 常勤委員 のむら よしひろ
野村 嘉浩

I コメント提出状況全体について

- 2011年5月26日に、米国証券取引委員会（SEC）の主任会計官局が公表したスタッフ・ペーパー「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準（IFRS）の組みに関する検討のためのワーク・プラン—考えられる組込方法の探究」（以下「スタッフ・ペーパー」という。）では、スタッフ・ペーパーに対するフィードバックを、7月31日を目途に求めていた。
 - SECのホームページでは、「グローバル会計基準のためのワーク・プランへのコメント」（File No.4-600）というサイトが公開されている。そこでは、上記のスタッフ・ペーパーへのフィードバックを中心に、8月末日現在、150通程度のコメントが掲載されている。このうち、スタッフ・ペーパー公表後に提出されたコメントは130通を超えている。
 - コメントの多くは、企業や団体に所属する個人の名前で寄せられており、企業や団体名でのコメントも散見される。地域別では、米国からのコメントが圧倒的に多い。
 - 代表例として、投資家ではCFAインスティテュート、カリフォルニア州退職年金（CalPERS）、金融機関ではシティ・グループ、
- モルガン・スタンレー、UBS米国法人、アフラック、格付機関ではスタンダード&プアーズ（S&P）、事業会社ではIBM、ヒューレット・パッカード、インテル、ベライゾン、デル、グッドイヤー、シェブロン、ノースロップ・グラマン、ペプシコ、ファイザー、マイクロソフト、シスコ・システムズ、エクソン・モービル、フォード、マクドナルド、ユニオン・パシフィック、フェデックス、GM、GE、イーライ・リリーなどがある。
- 監査人では、7月28日にErnst & Young、7月29日にKPMG、8月1日にPricewaterhouseCoopers、8月8日にDeloitte Toucheが、それぞれコメントを寄せ、その後、8月17日に米国公認会計士協会（AICPA）がコメントを寄せている。
 - 団体では、7月28日に北米保険業界団体GNAIE、不動産投資信託協会など9つの団体が連携してコメントを寄せた。8月2日には、別途、代表的な経済団体であるFinancial Executive International（FEI）がコメントを寄せている。
 - 個人のコメントの中には、7月28日提出のコンラッド・ヒューイッド前SEC主任会計士などが含まれている。
 - 外国（米国以外）からのコメントは少数であるが、英国からは英国公認会計士協会、

ICAEW や大手金融機関 (HSBC、ドイツ銀行)、カナダからは銀行協会や鉄道会社、スイスからは大手金融機関 (クレディ・スイス) などから、それぞれ寄せられた。その他は、ブラジルやフランスからのコメントも見受けられる。日本からのコメントは見当たらないが、日系米国企業として、6月24日に、Toyota Motor Credit Corporation からコメントが寄せられた。

- 本稿では、これらのコメントのうち、監査人代表として AICPA、財務諸表作成者代表として FEI、財務諸表利用者代表として CFA インスティテュートのコメントについて、その概要を紹介する。
- なお本稿は、公開された情報をベースに抄訳したものであるが、正確性を保証するものではない。より正確な理解のためには、下記のホームページに掲載されている原典を参照されたい。

<http://www.sec.gov/comments/4-600/4-600.shtml>

II

コメント概要(1) 米国公認会計士協会 (AICPA)

〈エンドースメント方法論の目的〉

- 我々は、世界中の公的な企業が透明性や比較可能性の高い財務報告を行うために使われる、単一で高品質で包括的な会計基準策定の目的を支持する。
- 我々は、1つの財務報告言語は、投資家のみならず財務諸表作成者、資本市場に便益をもたらすと信ずる。なぜならば、様々な国に存在する財務報告主体の比較を容易にするからである。
- 我々は、国際会計基準審議会 (IASB) が開発する会計基準が、グローバルな会計基準としてベストなものであると信じている。した

がって、スタッフ・ペーパーが示す目的、すなわち US GAAP に準拠している米国企業が、IASB が開発する IFRS にも依拠することができる体制に同意する。

〈IFRS 選択適用〉

- SEC が、エンドースメントなりコンバージェンスなりのアプローチを通して、米国財務報告システムに IFRS を組み込む (incorporate) ことを決定するか否かに関わらず、我々は、米国企業には、IASB が開発する IFRS を適用する選択肢が与えられるべきと信じている。選択適用は、現段階では存在しない、米国企業と IFRS 準拠の外国企業との一貫性のレベルを引き上げることになる。そして、IFRS を選択した米国企業と IFRS 準拠の外国競合企業との比較を容易にする。
- さらに、IASB が開発する IFRS の選択権を米国企業に与えることは、IFRS を米国報告システムに組み込むという目標の達成に向けての重要なステップとなる。様々な (アネクドータルな) 証拠が示すところでは、IFRS を選択しようとするいくつかの企業は、システムの準備は大きな問題とは考えていないようである。

〈エンドースメント〉

- 実際問題として、我々は、米国財務報告システムに IFRS を組み込むためには、エンドースメント・アプローチの考え方と、US GAAP に IFRS を組み込むことを容易にするための米国財務会計基準審議会 (FASB) の維持が重要である。しかしながら、その動きは、SEC の目標を達成するために提案される方法論の有効性を制限する「実質的な挑戦」であることも感じている。こうした挑戦とその解決策として以下のことが挙げられるだろう。

〈実質的な挑戦〉

- スタッフ・ペーパーは、エンドースメント・アプローチでは、SECとFASBに対して、確立した調書（protocol）に則り、IFRSを修正したり補足したりする能力が与えられるとしている。この能力は、もし軽々しく適用されると、両方（IFRSとUS GAAP）に準拠したことになる。さらにいえば、他の新興国との比較で、IFRSとの差異を生ずることになるだろう。したがって、スタッフ・ペーパーも述べているように、IFRSの修正に対する閾値は、そうしたことが「まれ」にしか起こらないように、高く設定することを提案する。我々は、こうした調書が開発されることで、SECのより深い考え方が提案されることを歓迎する。
- 我々は、エンドースする会計基準の適用は、将来に向かって行うことを支持する（遡及はしない）。その理由は費用対効果を考えたことである。ただし、IFRS第1号（遡及を要求）と適合しないことは認識しておくべきである。
- これはIFRS第1号を適用しない形となるが、それなしでは、米国企業は疑いなくIFRSに準拠したとはいえない。したがって、我々は、SECとそのスタッフに、米国企業にとってのIFRS適用のためのニーズとして、便宜を与えるよう、IASBとともに働きかけていく。

〈移行措置〉

- 我々は、IFRSへのエンドースメント・プロセスにおいて、基準開発に影響がないカテゴリ3の基準（MoUプロジェクトの対象でなく、IASBのアジェンダにも含まれないもの）について懸念を持っている。
- すなわち、我々は、カテゴリ3の基準を1つずつエンドースすることは、コストも要し、ばらばらになりがちで、多くの利害関係者に

混乱を引き起こすと考える。

- 多くの企業、特に中小企業にとって、長期間にわたる会計基準の変更は、困難を伴う。したがって、MoUプロジェクト終了後、IFRSを組み込むカテゴリ3のエンドースメント・プロセスは、アドプションの日をもって、公開企業のためのUS GAAPに一括して行うべきである。
- カテゴリ2（MoUプロジェクトの対象ではないが、IASBのアジェンダに含まれるもの）は、IASBが基準開発を終了してから対応すればよい。
- そのためにも、FASBとIASBは、米国がIFRSに移行するまでのIFRS策定に向かって、緊密に連携すべきである。

〈規制の環境〉

- 米国におけるIFRS移行は、包括的な作業である。もしIFRSが米国企業の財務報告のベースとなるなら、監査や規制の環境も変更する必要がある。IFRSは現行のUS GAAPに比べて、詳細さに欠け、会計原則適用に判断の余地が入る。したがって、財務諸表作成者や監査人の判断を考え直すような状況を最小限にする必要がある。
- さらに我々は、監査の面でも、PCAOBに対して、IAASBが開発する監査基準との調和を図るべく働きかけていく。

〈FASBの役割〉

- 我々は、FASBが、引き続き、国際的な会計基準の分野で、高品質な会計基準開発を支えるべく、積極的な役割を果たすことに同意する。それは、新しい財務報告の問題についてプロアクティブに行うことであり、基準開発において、米国の利益を確保することにつながる。
- FASBの役割は、IASBとともに高品質な会

計基準を開発することに絞られるべきであり、IASB とともに権威ある適用指針や解釈指針を開発することである。

- FASB から、別の教育ガイダンスが権威なしに発行されることは懸念する。必要とされるガイダンスは、IASB とともに、基準開発活動の一部として行われるべきである。教育ガイダンスの開発は FASB の中心的なミッションではない。

〈非公開企業や非営利企業〉

- スタッフ・ペーパーの中心的なテーマは、US GAAP の維持と米国基準のコード化の中での IFRS の組み込みである。その枠組みは、公開企業に直接、影響する。
- 非公開企業についていえば、ブルーリボンパネルの推奨を支持する。すなわち、別の基準設定主体を設立し、非公開企業向けに、現行の US GAAP の例外や修正を開発することである。別の基準設定主体が設立されれば、FASB は、公開企業のため米国財務報告システムに IFRS をエンドースする作業に、効率よく集中することができる。

Ⅲ

コメント概要(2) FEI

- グローバルに受け入れられる高品質な単一の会計基準をゴールとするコンバージェンスを支持。SEC の検討については、下記 2 つの戦略的な命令のバランスが必要。
 - 全企業の財務報告が比較可能となるための単一の会計基準に対する要望
 - 米国投資家のニーズに合致した上で米国の規制環境下でのコスト効果を有した高品質で実行可能な会計基準に対する要求
- その上で、米国会計基準の継続のニーズや FASB のグローバル会計基準設定に向けての

実質的な役割を強調。さらに IASB の基準設定プロセスに FASB の役割もより明確に規定することを提案。

- グローバル会計基準の開発が財務報告の規制環境下で機能するには、言語の違い、報告期間の違い（四半期・半期など）、法規制や税制の違いなどが避けて通れない問題であり、コンバージェンスを達成する上で、下記 3 つの側面を議論すべきとも提案。
 - 厳格な規制環境への対応
 - 監査基準と実務の品質
 - 各法域で機能するガイダンスを定める組織の形成
- 米国の規制環境は、会計基準が意図されたように適用されている旨、投資家に対して、リーズナブルな保証を与える構造や過程を有している。他国の法域においても、同様なことがいえる。もし規制の厳格性が各国により異なると、投資家は比較可能性を失うこととなる。今日の会計に関する要求水準の相違は、投資家に負担を強いることになろう。会計基準が共通化されたように見えても、各国によってその運用には幅がある可能性が存在するためである。
- スタッフ・ペーパーのすべての側面に支持はするものの、国際的な会計基準の開発がもっと進捗しないと、そのエンドースには慎重になるべきと考えている。SEC は、規制、監査、適用指針設定主体の強みや弱みをきちんとリサーチし、十分な分析を行った後、IFRS を US GAAP に組み込むべきである。
- 複数の会計基準設定主体がどのように結論を出すかで、会計基準が適用される経済環境が異なることになる。会計基準のベースとなる概念フレームワークが完全に正しいと結論付けることは難しい。したがって、拠り所となる概念が異なれば、同様なスキルを有する 2 つの会計基準設定主体が、異なる結論を出す

ことはあり得るのである。

- 良い会計原則や会計基準とは、投資家に有用な財務報告が経済実態を適切に表したもので、それがリーズナブルなコストで提供されることである。
- その意味で、2011年6月には、FASBとIASBとの間で、金融商品の相殺について異なる結論に達している。別の例では、MoUプロジェクトでは、金融商品会計でも異なる結論（ダイバーシティ）が起こっている。こうした基準開発事例が現実であり、一定レベルの相違が生じることが避けられないことを表している。
- 環境が相違することによって、基準に相違が出ることも否定しないが、完全なコンバージェンスが難しいとしても、各国基準の差異を除去していく作業は財務報告の改善という意味で重要である。

〈Incorporation に向けた個別論点〉

- 米国会計基準の存続に理解を示す。IFRSを組み込むための法や規制の改正はあまり意味がない。段階を踏んで（フェーズド・アプローチ）、IFRSをUS GAAPにエンドースするのが唯一の方法である。
- スタッフ・ペーパーに示されたエンドースメントの手続構造は、会計原則の意見の相違が避けられず調整するニーズがあるという現実を反映すべきである。もし、エンドースメントの手続構造が機械的なものであれば、グローバルな会計基準設定プロセスへの関わりあい方（スタッフ・ペーパー9頁に記載）は、現実よりかなり願望が入っている感じがする。したがって、エンドースメントの過程で変更を行う可能性は、「まれ」ではなく「必要があれば」とすべきである。
- US GAAPにグローバルな会計基準を組み込む変更を行うかどうかについて、FASBにより強い権威を与えるべきである。高品質かつ実効可能な会計基準（単一の会計基準を願う米国環境下でコストにも見合う。）は投資家と財務諸表作成者のニーズのバランスで決まるといった基本的な考え方を支持する。
- もしFASBが、米国の財務報告システムに関する考え方や開示に関する効果をリサーチする上で、会計基準開発に自立した役割が与えられるのであれば、最終基準発行に当たって米国の懸念が明記されることとなろう。それは、FASBに対して、IASBの特定の考え方や開示要請をエンドースしない、あるいは変更を行う、という力を与えることによって達成される。同様に、SECは、IASBの米国人理事をFASBから選ばせるように要求できれば良いのではないか。
- フェーズド・アプローチのアドプションに同意する。米国企業は、海外の競合相手との比較可能性向上に便益がある大企業と、IFRSへの変更による便益が少ない国内主体の業務を行う比較的小さな企業とに分かれ、多岐にわたっている。段階的なアプローチはすべての企業に認められるべきだろう。フェーズド・アプローチは、料金規制業種や石油・ガス業種のような特別な業界のためのUS GAAPを用いる企業に認められるべきであろう（対応するIFRSが存在しない場合はUS GAAPを維持）。
- スタッフ・ペーパーの「IV. 移行要素（Transition Element）」において、米国固有の会計というニーズはあると考えている。すべての国に、特有の事情、法律、習慣がある。そうした要素には、米国企業向けの必要なガイダンスがFASBによって提供されることを期待する。
- SECは、IFRSの組込みに当たっての遡及処理は、コストを踏まえて検討すべきである。
- SECは、IFRSを米国企業にただちに選択適

用するメリットとデメリットを検討すべきである。

IV

コメント概要(3) CFA インスティテュート

1) 高品質で投資家を重視したグローバルな基準の単一のセットを支持する

- 我々のメンバーは、世界的に高品質な財務報告基準の単一のセットを支持している。この支持の前提には、基準設定プロセスと公表されている基準の両方において、投資家を重視し、かつ高品質であることがある。我々のメンバーは、組み込み (incorporation) 又はコンバージェンスの目的が、会計基準の品質と対立する場合には、高品質が優先しなければならないとしている。メンバーは、そのプロセスにおける中間段階は、グローバルなリファレンス・ポイント (基準地点) として IFRS であろうと十分に認識し期待している。地域的な相違のある IFRS は、統一性をもたらさないが、比較可能性の向上という点において一歩前進である。この暫定解決があったとしても、最終目的として高品質でグローバルな財務報告基準の単一のセットの追求は、脇に置かれるべきではない。
- 我々は以前にコメントしたように、IFRS 組み込みに対する支持は、次の4つの要件に関連して、IFRS を評価することを条件としている。
 - ① 品質を定義し、評価する
 - ② 基盤とガバナンスの改善に取り組む
 - ③ エンフォースメントの仕組みを明確に示す
 - ④ エンドースメント・プロセスを特定する
- スタッフ・ペーパーでは、エンドースメントを扱っているものの、エンフォースメントの論点についてももっと直接的に扱うべきであ

る。しかし、SEC のワーク・プランの中に「IFRS の特性」として含まれていた IFRS の品質の基本的な要素と IASB の基盤及びガバナンスの改善が優先されるべきである。

2) SEC のワーク・プランが完了する以前に IFRS 組み込みに関して決定することは時期尚早である

- SEC がワーク・プランについて十分な分析を完了する以前に、SEC が IFRS を組み込む方法について検討することは時期尚早だというのが我々の見解である。SEC は、必要な時間をワーク・プランの完了にあてるべきであり、米国の IFRS 組み込みに関して 2011 年の決定期日にとらわれるべきではない。IFRS が米国財務報告制度の中にアドプション又は組み込まれるべきか、また、その方法を決定する以前に、SEC と投資家の両者とも、IFRS の開発の十分さ (すなわち、品質) とそれらの開発の独立性 (すなわち、IASB の基盤とガバナンスの改善) についての十分な評価から得られる情報が必要である。SEC が「IFRS の特性」と呼ぶものについての評価はまだ完了していない。この評価は、米国における IFRS のアドプション又は組み込みに対する投資家の支援への必須の前提条件である。

3) スタッフ・ペーパーに関する主要な所見/検討事項

- スタッフ・ペーパーで提案されているアプローチに関連するものとして、我々は次のような所見を述べる。
 - a) 各国はエンドースメントの権限を維持すべきであり、エンドースメントの規準は事前に設定されるべきであるエンドースメントに基づく組み込みアプローチにより、米国において会計基準を設定する主権の権利を米国は保持できるようになる。これは、

投資家の利益を保護するために役立つ可能性がある。しかし、こういったエンドースメントの規準は、事前に設定されるべきであり、品質の懸念を是正するために利用されるべきではない。

b) 基準ごとのレビューを支持する、単一のアドプション日の方が望ましい

我々は基準ごとのレビューを支持するものの、単一のアドプション日とするか段階的とするかに関するメンバーの意見は分かれている。我々が提案するアプローチは、基準のレビューが完了した時点で、レビュー済みのすべての基準に対して単一のアドプション日とする方法である。単一日のアドプションは当初の不連続を生み出すであろうが、不連続の期間が継続するよりは好ましいと我々は考えている。

c) 提案されている移行方法は、投資家に対して大幅な情報の不連続を生み出す

スタッフ・ペーパーで提案されている移行方法は、情報の不連続の期間が相当になることを示しており、投資家よりも作成者を重視しているように思われる。このアプローチは比較可能

性の欠如を生みだし、すべての新基準は将来に向かってアドプション又は組み込まれることを提案しているからである。

d) 将来に向けたアドプションに強く反対する

我々は、比較情報を提供しない、将来に向けたアドプションに強く反対する。比較情報は、投資家の理解と分析に不可欠である。

e) FASB と SEC は重要な役割を維持すべきである

我々の見解は、FASB と SEC は、基準設定プロセスにおいて重要で権威ある役割を維持し、その使命を達成するために優れた人材を確保するために十分に資金提供されなければならない。

f) US GAAP の IFRS との同等性の目的が達成されることは疑わしい

提案されているアプローチを考えると、IFRS と US GAAP との同等性が、近い時期に達成されることは疑わしい。2つの基準が同等となるまで、US GAAP という用語は維持されるべきだと考える。